第八十一条の九第七項を同条第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項各号」を「第三項各号」に改め、同項第一号中「第五項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）」を削り、同項第一号中「（令第三百三十九条第一項に規定する無記名公社債等をいう。以下この条において同じ。）」、「（同項に規定する利子等をいう。以下この条において同じ。）」及び「（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所。以下この号及び第四項第一号において同じ。）」を削り、「法人番号を有しない者」の下に「又は第一項の規定に該当する個人」を加え、「同号」を「第六項第一号」に改め、同項第四号中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する財務省令で定める者は、無記名公社債等（同項に規定する無記名公社債等をいう。以下この条において同じ。）の利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条において同じ。）の支払の取扱者（令第三百三十九条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける個人の氏名、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所。以下この項、第三項第一号及び第六項第一号において同じ。）及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第二項第一号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

2　無記名公社債等の利子等の支払の取扱者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一条の六第七項各号（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第八項の規定は、当該帳簿について準用する。

第八十一条の十中「範囲」を「範囲等」に改め、「。」と」の下に「、同項第三号中「令第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは「第八十一条の九第一項（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）」と」を加え、「（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」を削る。

第八十一条の十七第一項中「」の譲渡をし」を「」の譲渡をし、」に改め、同項第一号中「譲渡をし」を「譲渡をし、」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、「法人番号を有しない者」の下に「又は番号既告知者」を加え、同項第二号及び第三号中「譲渡をし」を「譲渡をし、」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合における第八十一条の六第一項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定の適用については、同項第三号中「令第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは、「第八十一条の十七第五項（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の規定）」とする。

第八十一条の十七第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項第一号に規定する番号既告知者とは、法第二百二十四条の二に規定する金融機関の営業所又は事務所の長が、譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の令第三百三十七条第二項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）をいう。

6　法第二百二十四条の二に規定する金融機関の営業所又は事務所の長が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一条の六第七項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第八項の規定は、当該帳簿について準用する。

第八十一条の二十の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第八十一条の六第一項第三号中「第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは、「第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」と読み替えるものとする。

第八十一条の二十第二項中「第八十一条の六第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を、「掲げる個人」の下に「（国内に住所を有しない者に限る。）」を加え、「次条第一項」を「次項及び次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　株式等の譲渡の対価の令第三百四十二条第四項に規定する支払者が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一条の六第七項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第八項の規定は、当該帳簿について準用する。

第八十一条の二十五の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第八十一条の六第一項第三号中「第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは、「第三百四十五条第五項（交付金銭等の受領者の告知等）の規定により読み替えられた令第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」と読み替えるものとする。

第八十一条の二十五第二項中「第八十一条の六第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を、「掲げる個人」の下に「（国内に住所を有しない者に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　令第三百四十五条第五項の規定により読み替えられた令第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する交付金銭等の同項に規定する交付者が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一条の六第七項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第八項の規定は、当該帳簿について準用する。

第八十一条の二十九の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第八十一条の六第一項第三号中「第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは、「第三百四十六条第五項（償還金等の受領者の告知等）の規定により読み替えられた令第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」と読み替えるものとする。

第八十一条の二十九第二項中「第八十一条の六第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を、「掲げる個人」の下に「（国内に住所を有しない者に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　令第三百四十六条第五項の規定により読み替えられた令第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する償還金等の同項に規定する交付者が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一条の六第七項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第八項の規定は、当該帳簿について準用する。

第八十一条の三十三の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第八十一条の六第一項第三号中「第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは、「第三百四十八条第四項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）」と読み替えるものとする。